

火災予防上の命令を受けている対象物一覧表

(注) 本公示情報は、原則として毎日 11 時に更新します。ただし、内容に変更がない場合には更新しません。
番号は命令発令日を基準として付しています。一覧表の表示は発令の新しい命令が上となります。

令和 7 年 7 月 25 日 23 時 20 分現在

No.	項 目	内 容
13	防火対象物の所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目13番5号（三経43ビル 5階）
	防火対象物の名称	竜宮亭
	命令を受けた者	株式会社 green mole 代表取締役 山崎 拓也
	命 令 事 項	三経43ビルの屋内階段4階から5階に存置されている炊飯器1台、ダンボール箱13箱、看板1枚、調理器具1台、ゴミ袋3袋、照明器具22個、灰皿1個、加湿器1台、シュレッダー1台、プリンター1台、バケツ1個、ディスプレイ1台、木材4個、扉2枚、のれん1枚、プラスチックケース2個、台車1台、ノートパソコン1台、プラスチックパネル1枚は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和7年7月25日午後10時30分までに除去すること。
	所轄消防署名	新宿消防署
12	防火対象物の所在地	東京都大田区北千束二丁目23番3号
	防火対象物の名称	高野ビル
	命令を受けた者	高野 由起子
	命 令 事 項	高野ビルの屋内階段1階から5階及び塔屋に存置されたダンボール98個、スチールラック7台、衣装ケース4個、テーブル2台、パソコンディスプレイ2台、トレーニングマシン1台等は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和7年6月20日午後3時30分までに除去すること。
	所轄消防署名	田園調布消防署
11	防火対象物の所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目7番12号
	防火対象物の名称	追分ビル
	命令を受けた者	有限会社追分 代表取締役 柳田 直子
	命 令 事 項	追分ビルの屋外階段8階から9階に存置されている自転車3台、ダンボール箱21箱、水タンク6個、まくら2個、プラスチックケース13ケース、カート2台、アルミケース1ケース、ビニール袋1袋、スケートボード1台、ボール2個、スチールラック1台、木材入袋1袋、ゴミ袋4袋、毛布2枚は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和7年5月27日午後1時55分までに除去すること。
	所轄消防署名	渋谷消防署
10	防火対象物の所在地	東京都港区浜松町一丁目18番8号
	防火対象物の名称	古橋ビル

	命令を受けた者	古橋 秋子、古橋 智行
	命 令 事 項	令和7年6月24日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	芝消防署
9	防火対象物の所在地	東京都港区赤坂二丁目13番17号
	防火対象物の名称	シントミ赤坂第2ビル
	命令を受けた者	株式会社伸富開発 代表取締役 徳山 秀雄
	命 令 事 項	1 令和7年5月16日までに、3階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和7年5月16日までに、4階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 3 令和7年5月16日までに、5階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	赤坂消防署
8	防火対象物の所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目15番5号
	防火対象物の名称	グリーンビル
	命令を受けた者	有限会社萩原無線 取締役 萩原 健久
	命 令 事 項	1 令和7年1月29日までに、8階階段上倉庫内に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和7年1月29日までに、5階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 3 令和7年1月29日までに、屋上に連結送水管の放水口を技術上の基準に従って設置すること。 4 令和7年5月29日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	渋谷消防署
7	防火対象物の所在地	東京都大田区久が原二丁目10番20号
	防火対象物の名称	佐野マンション
	命令を受けた者	株式会社プレステージ 代表取締役 佐野 良憲
	命 令 事 項	令和6年6月8日までに、防火対象物全体（駐車場部分を除く。）に自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	田園調布消防署
6	防火対象物の所在地	東京都大田区久が原二丁目10番14号
	防火対象物の名称	プレステージ久が原・プレステージⅡ
	命令を受けた者	株式会社プレステージ 代表取締役 佐野 良憲、佐野 彩子、佐野 良憲
	命 令 事 項	1 令和6年6月8日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和6年6月8日までに、自動火災報知設備を設置すること。

	所轄消防署名	田園調布消防署
5	防火対象物の所在地	東京都港区西麻布三丁目21番20号
	防火対象物の名称	霞町コーポ
	命令を受けた者	霞町コーポ管理組合法人 理事 小川 恭平
	命 令 事 項	1 令和2年12月31日までに、11階及び12階にスプリンクラー設備を設置すること。 2 令和2年12月31日までに、11階及び12階に非常コンセント設備を設置すること。 3 令和2年12月31日までに、12階に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置し、正常に作動するよう適正に維持管理すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
4	防火対象物の所在地	東京都港区六本木三丁目3番17号
	防火対象物の名称	ソレアード六本木
	命令を受けた者	目崎 和恵
	命 令 事 項	1 令和2年12月31日までに、スプリンクラー設備を設置すること。 2 令和2年12月31日までに、放送設備を設置すること。 3 令和2年12月31日までに、連結送水管を技術上の基準に従って設置すること。 4 令和2年12月31日までに、非常コンセント設備を設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
3	防火対象物の所在地	東京都港区六本木七丁目8番8号
	防火対象物の名称	ミクニ六本木ビル
	命令を受けた者	ミクニ総業株式会社 代表取締役 尾崎 行隆
	命 令 事 項	令和2年6月30日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
2	防火対象物の所在地	東京都葛飾区新小岩一丁目29番5号
	防火対象物の名称	ときわビル
	命令を受けた者	有限会社ホテルときわ 清算人 須藤 忠則
	命 令 事 項	1 令和2年1月31日までに、1階及び2階に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和2年1月31日までに、自動火災報知設備を技術上の基準

		に従って改修すること。 3 令和元年12月31日までに、2階及び屋外階段に通路誘導灯をそれぞれの技術上の基準に従って設置すること。 4 令和元年12月31日までに、3階に設置されている避難口誘導灯及び通路誘導灯を技術上の基準に従って改修すること。
	所轄消防署名	本田消防署
1	防火対象物の所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目27番11号
	防火対象物の名称	三経27ビル
	命令を受けた者	株式会社栃木三喜興業 代表取締役 木山 貴英
	命 令 事 項	1 平成31年3月25日までに、地下1階電気室に、自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 2 平成31年4月25日までに、地下1階、1階及び6階に、自動火災報知設備の地区音響装置を技術上の基準に従って設置すること。 3 平成31年5月25日までに、地下1階、2階、4階及び5階における消防法施行令別表第1、(2)項イ部分に、放送設備を技術上の基準に従って設置すること。 4 平成31年5月25日までに、4階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 5 平成31年3月25日までに、2階及び5階の屋内階段に、通路誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	新宿消防署

以上

※ 命令後においても、引き続き履行を促しています。
 なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。